

令和4年度第2回

川本町農業委員会総会議事録

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分については■で消しています

令和4年度第2回川本町農業委員会総会議事録

1. 開催日時

令和4年4月25日（月）13:30～

2. 開催場所

川本町役場 大会議室

3. 出席委員

1番	福谷 善彦	委員	2番	釜田 雄二	委員
3番	松田 美知子	委員	4番	柴原 かな	委員
5番	浅原 幸雄	委員			

4. 欠席委員

無し

5. 会議に付した議案等

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認について

議案第2号 農地賃貸借等変更申出書の提出について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地理立工事完了報告書の提出について

報告第3号 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について

報告第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認定について

報告第5号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について

6. その他

7. 事務局

事務局長 竹下 征二

8. 議事

会長

それでは令和4年度第2回川本町農業委員会総会を開催いたします。出席者報告及び総会の成立宣言を事務局よりお願いします。

事務局

委員総数5名、出席者数5名、委任状0、欠席者数0名で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の出席が過半数に達していることから、本総会が成立することを宣言します。

会長

それでは議事録署名委員の指名を行います。本日は4番柴原委員、5番浅原委員にお願いしたいと思いますよろしくお願いします。

4・5番委員

はい。

会長

それでは議事に入ります。議案2件、報告事項5件審議しますがよろしいでしょうか。議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認について、説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認についてご説明します。

資料3頁をご覧ください。令和4年4月13日付け川産第20号により、川本町長から農業委員会へ農用地利用集積計画第1号（案）の承認願いの文書を受付ました。今回の計画においては、個人相対での利用権設定が7件でございます。

次の頁をご覧ください。今回の利用権設定は再更新の案件でございます。利用権の設定をおこなう者は、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんの3名です。利用権の設定を受ける者は、■■■■さんです。■■■■さんは、3者が所有する田、総面積■■■■㎡を令和4年4月1日から令和9年3月31日まで無償の使用貸借により設定されます。設定期間については、3月に農業委員会総会がなかったため、4月の総会に後追いでの申請となっております。

資料6頁をご覧ください。農地の状況につきましては、■■■■委員と■■■■委員とで現地確認をおこなっております。利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

会長

それでは現地調査を■■■■委員さんと■■■■委員さんが行かれていますので、状況等のご報告をお願いします。

■■■■委員

■■■■さんが昨年もされていたところですが、条件が不立地な場所で、水の管理が難しく、えごまなら栽培しやすいのではないかと思います。ぜひとも■■■■さんには頑張っていたきたたく応援しております。

■■■■委員

■■■■委員と同じ意見です。

会長

書類確認の時間をとります。

各自書類確認

会長

お目通しいただけましたか。何かご質問・ご意見等ございますか。無いようでしたら議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認について、承認してよろしいでしょうか。承認してよろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで議案第1号について、承認することを決定します。続きまして議案第2号 農地賃貸借等変更申出書の提出について、事務局より説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案第2号 農地賃貸借等変更申出書の提出についてご説明します。資料の7頁をご覧ください。令和4年4月19日付けで農地賃貸借等変更申出書の提出がございました。この申出書は、借受者が川本町を経由し、しまね農業振興公社へ提出します。提出に伴い農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき農業委員会に意見を聴く必要がありますので、委員会の承認を必要とするものです。

申出内容は、権利を移転する者は■■■■さん、移転を受ける者は■■■■さんです。対象農地は、資料8頁をご覧ください。農地は全4筆、地目は田、総面積は■■■■m²、権利種類は使用貸借権です。

こちらの農地は、■■■■さん家の目の前の農地であり変更は問題ないと考えます。また農地の状況につきましては、■■■■委員と■■■■委員と現地確認を行っております。現地の確認写真は資料9頁に掲載しております。

以上で説明を終わりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

会長

議案第2号について説明がございました。現地調査をされた■■■■委員、■■■■委員さんは状況報告等お願いします。

■■■■委員

こちらの農地は■■■■さんが所有する水田です。■■■■さん宅の裏の溜め池があり水利として田をされておられました。途中、跡継ぎが亡くなり、しばらく耕作されず溜め池が使用できなくなりました。■■■■さんがされるようになりましたが、■■■■さんも怪我をされできなくなり、どうなることかと思いましたが一番相応しい■■■■さんがされるということで、放棄地になる寸前だったので地区としても喜んでおります。

■■■■委員

■■■■さんはよく存じ上げている方なので頑張ってください。

会長

議案第2号について資料の確認をお願いします。

各自資料確認

会長

お目通しいただけましたか。何かご質問・ご意見等ございますか。無いようでしたら議案第2号 農地賃貸借等変更申出書の提出について、受理してよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで受理し、農業振興公社へ進達をいたします。それでは報告事項に移ります。報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、ご説明します。資料1

頁をご覧ください。今回、2件受理しています。

番号1 届出人は大阪市在住の■■■■さんです。■■■■の(故)■■■■さんのお子さんで、田と畑、総面積■■■■㎡を相続されます。

続いて番号2 届出人は■■■■さんです。(故)■■■■さんのお子さんで、田と畑、総面積■■■■㎡を相続されます。以上で報告第1号の説明を終わります。

会長

事務局より説明がございました。相続の届出について、何かご質問等ございますか。私の方からよろしいでしょうか。■■■■さんは■■■■在住ですが不在地主になるということですか。耕作の状況はどのようになっていますか。

事務局

耕作の状況は、田の方は利用権設定により耕作者がおられました。今後、利用権設定の変更をする予定です。畑の方は借り手がなく荒れている状態ではあります。

会長

場所はどの辺りですか。

事務局

畑は■■■■の■■■■付近です。田は■■■■の■■■■付近です。

会長

分かりました。それでは報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、よろしいですか。

全員異議なし

会長

それでは報告第2号 農地埋立工事完了報告書の提出について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号 農地埋立工事完了報告書の提出について、ご説明します。資料の10頁をご覧ください。今回、報告書が2件提出されています。

1件目は、申請者は■■■■さんです。埋立地の住所は、川本町大字■■■■、大字■■■■の■■■■地区で、面積は計■■■■㎡です。

次に12頁をご覧ください。2件目は、申請者は■■■■、埋立地の住所は、川本町大字■■■■番地の■■■■地区で、面積は■■■■㎡です。資料14頁にあるように2件とも、■■■■会長と■■■■委員さんとで現地確認をおこなっております。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

会長

私と■■■■委員さんで現地調査をさせていただきました。まず1件目ですが、現場の方は埋立が既に終わっているようです。詳細については、図面等見ないと分かりませんが目視で気になったところは、農地埋立工事ですので農地に戻さないといけないのが耕作土が作土されていないので、農地として復旧するのは難しいのではないかと思います。2件目は、昨年1月21日付けで届出が受理されたものです。場所は■■■■の■■■■奥に入り、農道山沿いの谷間の中に農地があり遊休農地です。作土もされていますが耕作するには難儀では無いかと思います。耕作者も■■■■の方ですし、埋立後は隣との境界も分かりませんでした。日照もよくなり、更に作土をしていただければ耕作できるのではないかと思います。

■委員 実際には現場に行き、2件ともやはり農地に戻すには本気で耕作できる土にしなければならぬと思いました。

会長 以上で現地の報告です。書類確認の時間をとります。

各自書類確認

会長 何かご質問・ご意見等ございますか。農地埋立工事完了報告書ですが、やはり農地に戻していただきたいです。指摘事項としてお願いします。土地所有者に権利がありますので、所有者さんがどのように考えておられるかです。このような状態で農地を戻されても困るというのであれば強く事業者へ言わないといけませんし、1件目の■さんは、自らの土地を自らされているので農地に戻してくださいと指摘するしかありません。

それでは報告第2号については、指摘事項ありで受理するということをお願いいたします。続きまして報告第3号 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について、事務局よりお願いします。

事務局 報告第3号 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について、ご説明します。資料の2頁をご覧ください。今回、農業経営改善計画の認定は再認定で、■さん、■さんです。青年等就農計画の認定は、■さん、■さんが新規認定されています。

以上で報告第3号の説明を終わります。

会長 ただいま報告第3号の説明が事務局よりございましたが、何かご質問等ございますか。

■委員 ■さんとは、牛を飼われている家の方ですか。

事務局 その息子さんで■歳です。

会長 皆さん頑張っていたいただきたいですね。それでは報告第3号については、よろしいですか。

全員異議なし

会長 続きまして報告第4号 農地中間管理事業に係る農用利用配分計画の認可について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは報告第4号 農地中間管理事業に係る農用利用配分計画の認可について、ご説明します。資料の15頁をご覧ください。以前、農業委員会総会で承認いただいた■地区での農地の移転について、認可及び公告された旨の通知がありましたので、ご報告します。

以上で説明を終わります。

会長

報告第4号について、ご周知いただけたらと思います。これについて、何かご質問等ございますか。無いようでしたら次の報告事項に移ります。報告第5号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第5号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について、ご説明します。資料19頁をご覧ください。以前、本総会において承認を得ておりますが、■■■■地区で営農型発電設備をされている■■■■さんは、発電設備の下部で原木椎茸を取り組んでおられます。

取組内容については、県知事へ報告が義務となっておりますので、当総会において報告させていただきます。

原木椎茸については、サル被害が多くあり全滅に近い被害をうけられております。資料20頁のJAしまね 島根おおち地区本部ブロック長さんのコメント等も一緒に県へ報告しております。■■■■さん自身も椎茸以外に他の作物も視野に入れながら営農活動をしていき、サル等の鳥獣被害対策で防御の方法を勉強しながらやっていきたいと意欲がございます。それを踏まえて県へ報告しておりますことをご報告いたします。以上です。

会長

報告第5号について、何かご質問・ご意見等ございますか。サルの被害があることは想定内のことでしたよね。

事務局

サルの被害が出ないような他の作物で取り組みたいと意欲はございました。

■■■■委員

以前、■■■■さんと椎茸のことで話をしたとき椎茸の芽をかじられると聞いたので、何をやるよりも先にサル対策をしないといけないと心配をしておりました。

■■■■委員

以前、現地へ行った際に柵もないので作物は全滅するのではないかと感じておりましたが、ただやる気はありますからね。

事務局

■■■■さんも椎茸まではサルも来ないだろうと思っていました。

会長

せっかく川本町に来られて頑張ろうとされているので、農業委員会でも何らかの応援をしていけたらと思います。

以上を持ちまして、審議していただいた案件は全て終わりました。「その他」について、事務局より何かございますか。

事務局

特にございません。

次回、総会（予定） 5月20日（金）13時30分～

会長

それでは、第2回川本町農業委員会総会を終わります。

以上、会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

令和 年 月 日

会 長

議事録署名者

議事録署名者
